

岩手県告示第828号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（平成29年岩手県告示第445号）で公示した公共測量を終了した旨雫石町長から次のとおり通知があった。

平成29年11月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 岩手郡雫石町地内
- 2 実施した期間 平成29年4月14日から同年10月31日まで
- 3 実施した公共測量の種類 公共測量（デジタル空中写真測量・写真地図作成）